

悪徳商法に「注意」ください

私たち消費者の「欲」「弱み」など、心の隙間に付け込んで巧みに利益を得る「悪徳業者」。最近では、訪問販売や電話、ハガキ、広告など様々な手で近づいてくる悪質販売員が増えています。消費者を食い物にする悪質な商売による被害を受けないために、悪徳商法の傾向と対処法をご紹介します。

点検商法

水道管の清掃・修理、床下換気扇の取り付け、床下のダニ・わらし虫などの駆除、布団綿の打ち直し、浄水器の清掃など

「点検に来ました。」と言って訪問し、「布団にダニがいる」「工事をしないと危険」などと「ウソ」を言って、新品や高額な商品・サービスを契約させるものです。

また、公的機関や有名企業の職員であるかのように思わせる素振りをして契約をさせます。

対処法

- 簡単にドアを開けたり、家に入れないこと。
- 販売員のペースに引き込まれないよう、早めに断ることが肝心です。
- 知らない業者の点検は、きっぱり断る。
- 公的機関などを名乗る相手には、身分証の提示を求めて身元確認。
- 「話だけでも聞いてやるっ」は危険です。

催眠商法(SF商法)

布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品など

「クジに当たりました」「新商品の紹介です」などと商品の販売を隠して消費者を誘い会場に集めます。

閉め切った会場で台所用品などを無料で配り、得した気分させてから、巧みな話で雰囲気盛り上げ、高額な商品売りつけます。

対処法

- 安易に会場に行かない。
 - ウマイ話にはのらず、はっきりと断る。
 - いらぬ物は買わない。
- 雑誌、単行本、パソコン関連商品などが受け取った以上、支払わなければならぬと勘違いして支払わせることを狙った商法。

送りつけ商法 (ネガティブオプション)

雑誌、単行本、パソコン関連商品など

商品を一方的に送りつけ、消費者が受け取った以上、支払わなければならぬと勘違いして支払わせることを狙った商法。

福祉目的をうたい、寄付と思わせて商品を買わせることもあります。

対処法

- 一方的に送りつけられただけでは、支払いも返送の必要ありません。
- 商品を受け取って14日(相手に引き取りに来るように伝えた日から7日)を経過すれば、商品を自由に処分して構いません。

内職・副業商法

パソコン作業、チラシ配り、宛名書き、資格取得講座、教材など

「誰でも簡単に高収入が得られます」「数多くの企業から仕事がきます」などの広告で勧誘し、パソコンなどの機器を売りつけたり、講習会と称して多額の受講料を請求してきます。実際は、ほとんど収入は得られません。

対処法

- 高額な教材費や研修費の支払いが条件となっていたり、事前に支払いを求めてくる場合、または安易

に高収入を約束する業者は「要注意」です。

契約は慎重に!

印鑑を押さなくても口約束で契約は成立します。

家に誰も相談できる人がいないとき、悪質業者の巧みな売り文句や脅して契約を迫られることがあるかもしれません。少しでも変だなと感じたらその場で契約せず、身近な人に相談してください。

また、「いいです」「結構です」「はいはい」など、あいまいな返事は禁句です。はっきり断りましょう。

高齢者が狙われています!

特に高齢者は、トラブルを抱えても家族や周囲に気兼ねして、黙っていることが少なくありません。悪徳商法から身を守るには、近親者だけでなく、地域でも気配りすることが欠かせません。

万が一、悪徳商法によって不本意な契約を結んでしまったときには、一日でも早く相談しましょう。

ご相談は...

北海道立消費生活センター上川相談所
☎ 0167 49 4089
役場企画商工課商工観光係
☎ 52 2115